

中央大学信窓会個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、中央大学信窓会が収集保持する会員の個人情報を取扱う基準を定め、会員の個人情報を信窓会活動に適正に利用すること等により会員相互の親睦・学習活動の支援・中央大学学会の発展に資することを目的とする。

(利用目的)

第2条 会員の個人情報は、信窓会の活動及び会員相互の親睦のためにのみ利用できるものとし、信窓会会員に係る個人情報を会員以外の者（中央大学教職員を除く。）に漏洩してはならない。ただし、本部又は支部が他の団体等が行う学術講演等を後援・協賛し、当該学術講演等の開催案内に利用する場合は、この限りではない。

(信窓会名簿)

第3条 本部は、信窓会活動に必要な会員の個人情報を収集整理した電子媒体による名簿（以下「信窓会会員名簿」という。）を作成するとともに、適正に管理するものとする。

(名簿管理責任者)

第4条 信窓会会員名簿の管理責任者は、会長とする。

2 信窓会会員名簿の管理責任者は、名簿の内容を維持更新するため、信窓会会員名簿管理者を指名することができる。

(名簿の提供)

第5条 本部は、都道府県支部に支部の区域に属する会員の信窓会会員名簿を毎年1回提供する。

(名簿の利用)

第6条 信窓会会員名簿は、次の各号に掲げるものに利用することができる。

- (1) 信窓会から会員あてに発送する会報その他信窓会に関係する情報の送付又は送信
- (2) 会員相互の親睦その他信窓会の活動
- (3) 後援・協賛した他の団体等が行う学術講演等の開催案内の送付

(名簿への登載)

第7条 本部は、中央大学通信教育部卒業生から信窓会に入会することを了解した旨記載の情報を大学事務局から受領し、名簿管理者は、信窓会会員名簿に登載する。

(名簿の訂正等)

第8条 会員は、信窓会会員名簿の自己情報について、いつでも誤り又は削除を会長に申し出ることができる。

- 2 会長は、前項の申し出があった場合は、名簿管理者に通知して、名簿の訂正又は削除をする。
- 3 信窓会から会員あてに発した会報があて先不明で返送された場合は、原則として名簿から削除するものとする。
- 4 前2項の規定により削除したデータは、削除者名簿に移行するものとする。
- 5 削除された者から復活の申し出があった場合は、削除者名簿で氏名等を確認の上信窓会会員名簿に登載する。

(削除者名簿の保存期間)

第9条 削除者名簿は、年度ごとに区分し、前条第4項の規定に基づき削除者名簿に移行した翌年度から起算して30年保存する。

附則

この規則は、平成24年5月26日から施行する。